◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第１号

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京工業大学エネルギー環境イノベーション棟新営工事

⑶　工事場所　東京都目黒区大岡山２丁目12番１号　東京工業大学大岡山キャンパス構内

⑷　工事概要　本工事は、エネルギー環境イノベーション棟（鉄骨造、地上８階地下２階建、建築面積約1,700㎡、延べ面積約9,200㎡）の新営工事である。

なお、関連する電気設備工事・機械設備工事は別途発注される予定である。

⑸　工期　平成22年３月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約4,740㎥、鉄筋約630ｔ、板ガラス約2,100㎡、鉄骨約1,700ｔ

⑺　本工事は、工事施工について、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事においては、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者に対し紙入札参加希望書を持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。期限内必着。）により提出し、紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。

また、特定ＪＶにあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から特定ＪＶの認定を受けていること。

⑴　国立大学法人東京工業大学契約事務取扱細則第10条及び第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は特定ＪＶの構成員の代表者1,250点（特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。

⑷　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成17年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

⑸　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した以下の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定ＪＶの代表者

以下の㋐及び㋑の基準を満たすものとする。

㋐　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ面積6,000㎡以上かつ６階建て以上の大学校舎又は研究施設の新営工事

㋑　鉄道営業線近接工事

なお、㋐と㋑の施工実績が必要であるが、㋐、㋑は別の工事でもよい。

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ面積3,000㎡以上かつ４階建て以上の校舎又は研究施設の新営工事

⑹　特定ＪＶの構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の工事実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　特定ＪＶでの参加の場合の構成員の数は、２社とする。

⑻　特定ＪＶの結成方法は、自主結成とする。

⑼　特定ＪＶの構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　特定ＪＶの代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とする。

⑾　単体又は特定ＪＶの代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成11年度以降に、上記２⑸①に掲げる工事の施工の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑿　特定ＪＶの場合の代表者以外の構成員については、上記２⑾①に定める資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⒀　技術提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に国立大学法人東京工業大学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。

⒁　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒂　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒃　「工事全般の施工計画」が適切であること。

⒄　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「技術提案書等」及び「価格」をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、下記⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は最高30点とし、技術提案書等の内容に応じ与える。

②　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案は行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

③　「加算点」の算出方法は、下記⑶①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計が最高の者に30点を与える。それ以外の者については、各評価項目の合計評価点数に応じて按分した点数を加算点とする。

ただし、各評価項目の合計評価点数が最高の者の点数が30点に満たない場合は、全者とも各評価項目の合計評価点数を加算点とする。

「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と③によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。